

1. 基本情報

国名：中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域

案件名：省エネ・再生可能エネルギー事業 II

調印日：2019年3月27日

出資先名：MGM Sustainable Energy Fund II L.P.

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該地域におけるエネルギーセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
エネルギー問題、気候変動対策は、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられ、開発途上国にとって大きな開発課題となっている。また、2016年11月に発効した「パリ協定」においては、先進国のみならず開発途上国も含めて各批准国が温室効果ガスの削減目標を設定することが求められている。中南米・カリブ地域の各国は、ほとんどが中進国に属し、2016年の域内における一人あたりの実質 GDP が約 8,900 ドル（World Development Indicators）と、他の地域に比して所得水準は高いものの、依然として約 34 百万人が近代的なエネルギーへのアクセスのない状況にある（米州開発銀行（IDB）推計）。IDB の Energy Needs in Latin America and the Caribbean to 2040（2016）によると、中南米・カリブ地域の電力需要は経済成長に伴い 1971～2013 年の約 40 年間で 1,180TWh 以上増加し、今後も 2040 年までに年率 2.4% で増加していくことが見込まれている。当該地域では、エネルギー源の 74.3% を化石燃料に依存しており、安定的なエネルギー供給の確保、環境配慮、温室効果ガス排出の削減の観点から、再生可能エネルギーの促進を中心としたエネルギー源の多様化が課題となっている。また、環境配慮、電力需給バランスの観点から省エネルギー化の促進も喫緊の課題となっている。他方、世界銀行の State of Electricity Access Report 2017 によると、本事業の対象国を含む開発途上国では、政府の自国製品に対する保護政策や初期コストの高さから省エネが促進せず、また、再生可能エネルギーに関しても、天然資源に対する補助金、当該分野のファイナンス市場が未発達等の理由で導入が遅れている状況である。

(2) 当該地域におけるエネルギーセクターに対する我が国及び JICA の協力量針

我が国政府は、「開発協力大綱」（2015年2月）の重点政策として、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」を掲げており、その中で、低炭素社会の構築及び気候変動対策に取り組むとしている。また、「平成 30 年度開発協力重点方針」（2018年4月）においては、中南米諸国の重点課題の 1 つとして気候変動対策を挙げており、同分野に関する協力支援を行っていく方針としている。JICA においても、日本の先進的・革新的技術を活用しつつ、途上国への気候変動対策支援を

一層拡充する方針を掲げている。かかる方針に沿った取り組みの一つとして、中南米・カリブ地域では JICA と IDB との間で「再生可能エネルギー及び省エネルギーに対する協調融資スキーム」(「CORE」)に係る Framework Agreement に 2012 年に署名し、2020 年度までに同分野で合計 30 億ドルの円借款供与を目指している。また、海外投融資においても、本事業の前身となる「省エネ・再生可能エネルギー事業¹」を 2014 年に承諾しており、本事業はかかる JICA の取り組みを域内・域外に展開していくことを目指すものである。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域において省エネ・再生可能エネルギー事業への投融資を行うことにより、持続的な経済成長・温室効果ガスの削減を含む気候変動対策に寄与するもの。

(2) 事業実施地：中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域

(3) 事業概要

① 出資額：30 百万米ドル（200 百万米ドルの資金調達が達成された場合は出資比率 15%）

② 事業計画の概要：

中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域において低炭素技術を活用した省エネ・再生可能エネルギー事業への投融資を行うファンドに有限責任組合員（LP）として出資するもの。

③ ファンドマネージャー：MGM Innova Capital II, LLC

④ ファンド目標額：200 百万米ドル

(4) 事業実施スケジュール：投資期間は 2019 年 3 月～2024 年 3 月。ファンド存続期間は 2030 年 3 月まで。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、JICA の出資承認前に投融資先が特定できず、且つ当該投融資先が環境への影響を持つことが想定されるため。

③ 本事業では、一号ファンドと同様の環境社会配慮に関する条項 が有限責任組合契約において定められる。これに加えて、「国際協力機構環境社会配慮

¹ 本ファンドの先行ファンドである MGM Sustainable Energy Fund L.P.（以下、「一号ファンド」という）に出資したもの。

ガイドライン」(2010年4月公布)への遵守、並びにカテゴリA案件を対象としない等がファンドマネージャーに課せられる。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：【対象外】 ■ジェンダー対象外

<活動内容/分類理由>

案件の性質上ジェンダーの視点に立った取組みを含めることが難しいため。

(6) 他ドナー等との連携：IDB Lab、GEEREF、EIB、FMO、BIO等のドナー²との共同出資。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

運用効果指標：

- ・ 投融資件数
- ・ Equity IRR
- ・ 温室効果ガス削減効果 (tCO₂)
- ・ 再生可能エネルギー発電量 (MWh)

(2) 定性的効果

本ファンドの投融資により、省エネ製品の必要性・重要性に係る当該地域における認識の高まりを通じて、省エネ製品の普及が期待される。また、本ファンドが先導的な性格を有し民間資金の呼び水となることを見込まれることから、低炭素技術分野(例：太陽光発電、LED電球、エコ家電等)での民間投資促進や、気候変動対策(緩和)に資することが期待される。さらには、本ファンドを通じて、省エネに資する本邦製品の活用が促進されることで、気候変動対策の寄与に加えて、当該地域における本邦企業の事業展開の活性化が期待される。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果：

一号ファンドにおいては、本ファンドで取り組む省エネ・再生エネルギー事業のリターンを低下させうる要因として、建設工事の遅延や低い財務レバレッジが挙げられているところ。

(2) 本事業への教訓：

かかる一号ファンドの評価結果を踏まえ、本ファンドでは、事業遅延リスクを顧客

² IDB Lab：米州開発銀行傘下の投資基金。GEEREF：グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金。EIB：欧州投資銀行。FMO：オランダ金融開発公庫。BIO：ベルギー投資公社。

や EPC³コントラクターに可能な限り転嫁することにより建設工事の遅延によるリターンの低下を抑制すること、また、融資調達を早期化すること、といった対応を取る予定。

7. 評価結果

本事業は、中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域における課題・開発政策、並びに我が国及び JICA の援助方針に合致しており、また SDGs ゴール 7（クリーンエネルギー）及びゴール 13（気候変動対策）に貢献するため、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール：ファンド終了年（2030 年）（予定）

以 上

³ Engineering, Procurement, Construction の略称。